サービス管理責任者･児童発達支援管理責任者の研修制度等について



静岡県健康福祉部
障害者支援局障害者政策課



サービス管理責任者等として従事するための要件

● サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】　（平成31年度告示第109号）
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】　（平成31年度告示第110号）

【１】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【２】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後、原則2年以上の実務経験。（6ヶ月に短縮する特例あり）

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者となるには

１年～６年の実務経験

相談支援従事者初任者研修(講義部分)(２日間課程)

サービス管理責任者等基礎研修

両方受講しなければ、基礎研修修了者とはならない。

２年の実務経験　（６ヶ月に短縮する特例あり）

実践研修受講前５年間の間でなければならない。

サービス管理責任者等実践研修

継続

サービス管理責任者等更新研修　実践研修修了後５年間毎に１回

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件

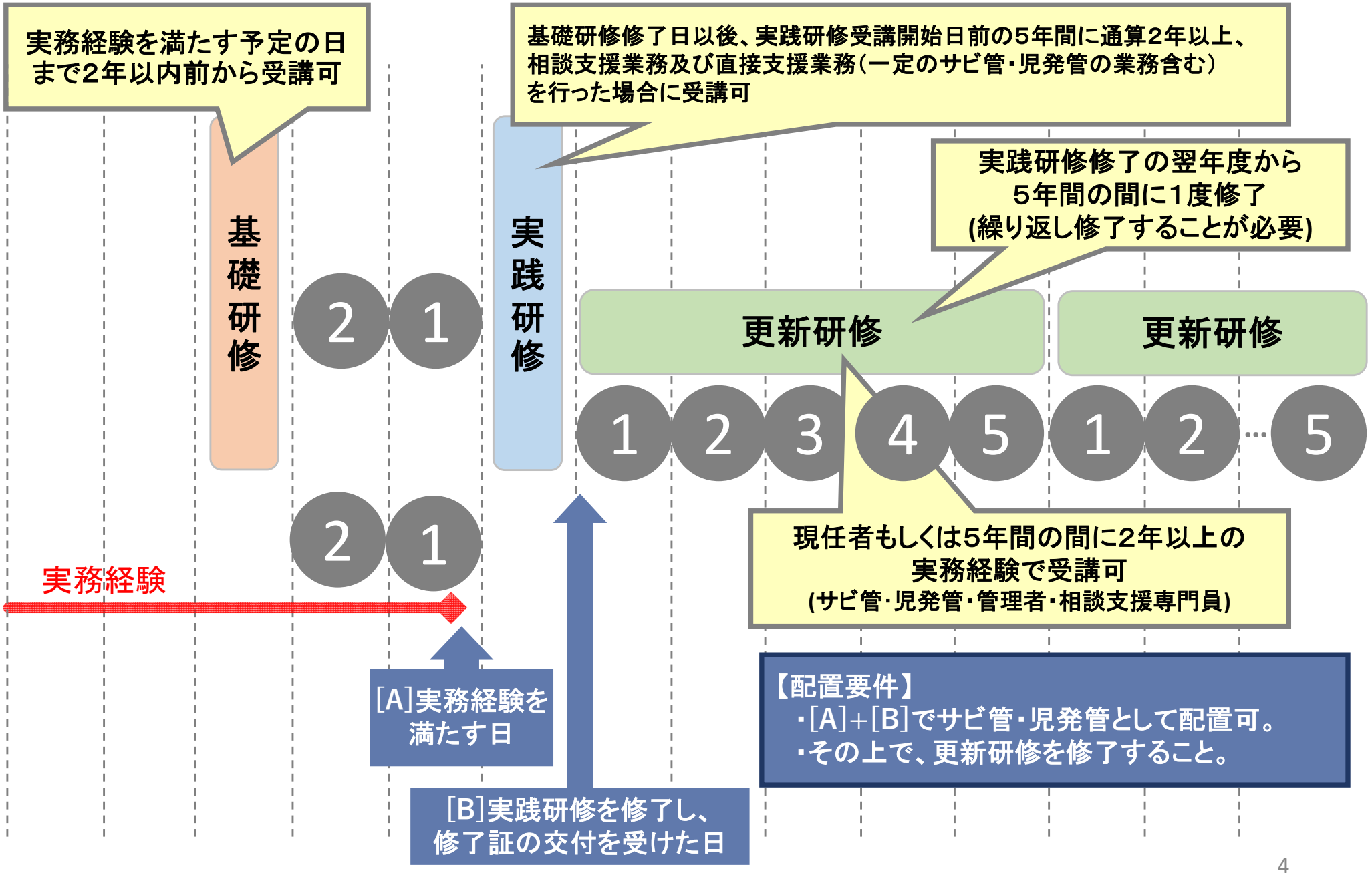

基礎研修後の実務経験を短縮する要件

以下の３つをすべて満たしている場合、基礎研修後の実務経験を６ヶ月に短縮することが可能。

① サービス管理責任者等基礎研修の受講開始日の時点で、配置に必要とされる実務経験年数を満たしている。

② サービス管理責任者等基礎研修を修了後、サービス管理責任者等実践研修の受講開始日前５年間において通算して６ヶ月以上個別支援計画作成の業務に従事している。

③ ②について、指定権者に届出を行っている。

やむを得ない事由による措置

②やむを得ない事由による措置ついて

- **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から１年間、実務経験（３～８年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**２年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※）　「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしている。（現行と同じ）

② サービス管理責任者等が**欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。

③ サービス管理責任者等が**欠如する以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

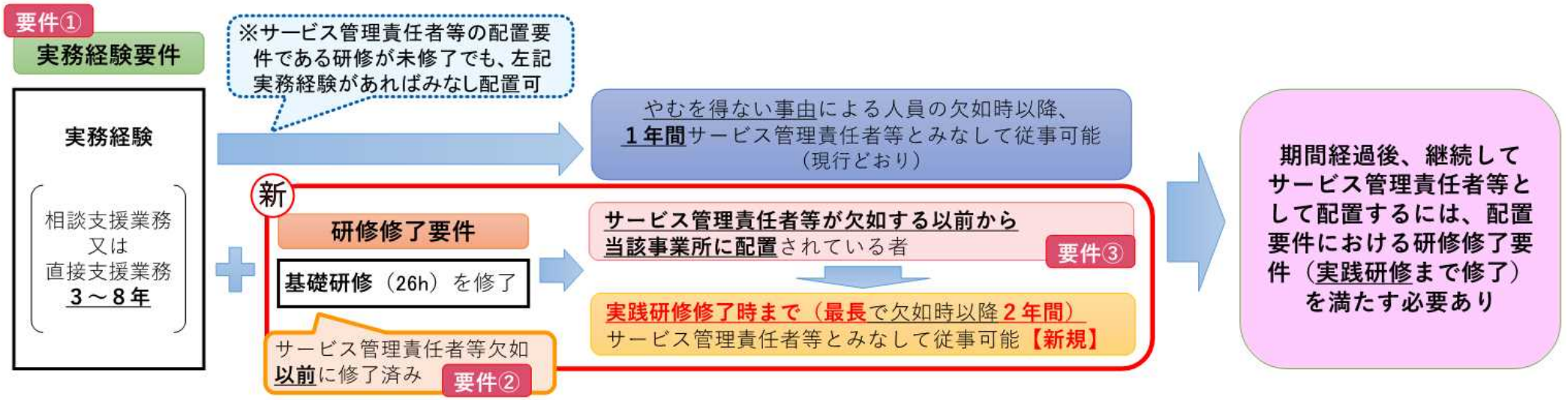

※上記のとおり、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所において、一定の要件を満たす者をサービス管理責任者としてみなし配置が可能であるが、あくまで「みなし配置」であることに留意。

社会保障審議会障害者部会（第156回）
R8.6.5 | 資料3（一部改変）

共同生活援助（グループホーム）の管理者の資格要件について（案）

○　共同生活援助の管理者に係る資格要件を新たに設け、**令和９年４月から適用**することとしてはどうか。

共同生活援助の管理者の資格要件（案）

● 指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設等、精神科病院その他都道府県等が適当と認めるの従業者※1として、**３年以上障害者の支援等に従事した経験を有する者**であって、**「指定共同生活援助における管理者研修」※2を修了している者**

※１　実際に障害者に対する支援業務に従事していない者は含まない。

※２　「３年以上の障害者の支援等に従事した経験を有する者」が受講可能



（参考）管理者の資格要件の例（認知症対応型共同生活介護）

特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、**３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者**であって、**認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している**者

◎指定共同生活援助における管理者研修について

- 実施主体：都道府県等
- 研修の具体的な内容については、令和７年度障害者総合福祉推進事業で開発したカリキュラムや教材等をもとに検討を加える。
- 全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和８年度前期に都道府県等の職員を対象とした説明会等を開催予定。
- 令和８年度に先行して管理者研修を試行的に実施※する自治体に対しては、令和８年度において補助金（補助率10/10）を交付

※ 当該研修の受講者は、令和９年度以降、共同生活援助管理者研修（仮称）を修了した者とみなすものとする予定

◎経過措置について※

令和９年度（施行年度）	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【経過措置】令和９年度～11年度中に共同生活援助管理者研修（仮称）を修了すること			本格施行

※令和９年度前に開設した共同生活援助の管理者（施行時点において現に勤務している者に限る。）については、3年以上の実務経験を要しない。
一方、令和９年度以降の新規開設共同生活援助の管理者については、実務経験の経過措置なし（開設時に３年以上の実務経験が必要）。

「指定共同生活援助における管理者研修」について（令和８年度中に通知予定の内容）

実施主体

●原則として都道府県（障害福祉サービス事業所等の指定権限等を有する市区町村も可能）
※事業の全部又は一部の委託可（研修事業者の指定による実施は不可）

受講対象者

●指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設等、精神科病院その他都道府県等が適当と認める施設等の従業者として、３年以上障害者の支援等に従事した経験を有する者
※実際に障害者に対する支援業務に従事していない者は含まない。また、「障害者の支援等」とは、障害者（障害児含む）に対する直接支援業務等を想定し、「３年以上」とは、実際に業務に従事した日数について１年当たり180日以上を想定。
※令和９年度より前に開設した共同生活援助の管理者（施行時点において現に勤務している者に限る）については、実務経験を要件としない。

研修の内容（標準的な研修カリキュラム）

●グループホームの管理者として適切な事業運営を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、講義及び演習を実施。

講義（動画視聴）【340分】

・障害者福祉概論
・共同生活援助事業所の基本事項
・共同生活援助事業所で行うべき支援
・権利擁護
・支援の質を維持・向上させるための事業者の責務

演習（対面）【200分】

・導入説明
・事例検討①
・事例検討②
・事例検討③
・まとめ

※　受講要件を満たす者であって、「指定共同生活援助における管理者研修」の演習講師（ファシリテーターを配置する場合はファシリテーターを含む）を務めた者については、演習の受講をしたものとみなすこととする。

経過措置

●施行時点で現に勤務する管理者、令和11年度までに管理者となる者 ➔ 令和11年度までに研修を修了することが必要
●令和12年度以降に管理者となる者 ➔ 管理者となる時点で研修を修了していることが必要

サービス管理責任者等研修制度ＱＡ①

質　問	回　答
①各研修の年間のスケジュールはいつ頃出るのか。	４月初頭に障害者政策課のホームページに掲載します。また、相談支援従事者初任者研修の募集開始時期は、例年４月の上旬です。
②実務経験を満たしているか確認したい。	資格の有無により必要な経験年数が異なる。詳しくは、障害者政策課のホームページに掲載。
③更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。	サビ管等としての研修要件が失効する。 再度実践研修を受講すればサビ管等として配置可。
④基礎研修修了後、いつまでに実践研修の受講が必要か。	期限はなく、実践研修受講前の過去５年間の間に必要な期間の直接支援等の業務経験があればよい。 必要な期間は、２年の場合と6ヶ月の場合がある。
⑤他県の研修を受講して静岡県内の事業所でサビ管として働くことができるか。	全国の都道府県で、厚生労働省の定めるカリキュラムに基づき実施しているため、可能。
⑥非常勤の場合の実務経験の１年の考え方を教えて欲しい。	研修の場合は、非常勤は１８０日で１年として換算する。ただし、配置と換算が異なる場合があるため、配置の場合の取り扱いを指定権者に確認することをおすすめする。

サービス管理責任者等研修制度ＱＡ②

質　問	回　答
⑦事業所を立ち上げ予定である。法人ごとの申込になっているがどうすればよいか。	立ち上げ予定の法人(仮称)として、研修を申し込むことができる。その際、電子申請フォームの備考等に「立ち上げ予定である旨、時期等」を記載すること。研修修了後、実際に開設されたか確認する場合がある。
⑧サービス管理責任者(又は児童発達支援管理責任者)として研修を修了をしたが、児童発達支援管理責任者(又はサービス管理責任者)として従事する場合、再度研修を受講する必要があるか。	サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は共通の内容の研修であるため、どちらかの修了証があれば、どちらとしても従事できる。ただし、配置の実務経験要件が異なる場合があるため、配置の届出をする機関に確認をすること。
⑨研修の修了証を紛失した。再発行したい場合、どのようにすればよいか。	障害者政策課あてに、「氏名」「生年月日」「研修を受けた年度」「研修の名称」を記載した上で、再発行をしたい旨メールをすること。また、メールの件名は、「〇〇研修修了証の再発行」とすること。